



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成23年度契約管理システム開発業務
- (2) 役務の性質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月14日（金） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を平成23年10月11日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、提出のあった書類について開札日の前日までに照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管財課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム小諸店

小諸市大字滋野甲字金卸1442-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

群馬県高崎市高関町380

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成23年8月11日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により小諸市から聴

取した意見

- (1) 工事の際は、騒音・振動・砂埃等、公害に注意すること。
- (2) 苦情申し立てがあった場合には、誠意をもって対応すること。
- (3) 含油排水は適切に処理し、排水を行うこと。また廃油貯蔵容器についても適切に取り扱うこと。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県佐久地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成23年9月29日から平成23年10月31日まで

経営支援課

公告

県営上松地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営中山間総合整備事業

2 工事着手年月日

平成14年9月18日

3 工事完了年月日

平成23年7月13日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画道路 3・4・8号 若宮線

2 都市計画を定める土地の区域

岡谷市本町二丁目、本町三丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、塚間町一丁目、塚間町二丁目、大柴町一丁目、大柴町二丁目、堀の内一丁目、長地御所一丁目、長地御所二丁目、の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、岡谷市都市計画課

4 縦覧期間

自 平成23年9月29日

至 平成23年10月13日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・3・25号 北部幹線

2 都市計画を定める土地の区域

長野市上松四丁目、三輪十丁目、吉田二丁目、檀田二丁目、大字若里団地、稲田一丁目、稲田二丁目、大字徳間字大南、字屋計、字稗田、字のはたれ、稲田三丁目、大字上駒沢字原、字寺西、大字金箱字弘誓、字久内、字徳永、字向流、字上流、字院台、字芋地、字大道添、字小十田、字五反倍、大字富竹字大道北、字大道添、大字大町字大曲り、字西堰内、字大堰内、大字穂保字町裏の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成23年9月29日

至 平成23年10月13日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、豊科都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月24日（月） 午後19時00分から
- (2) 場所 安曇野建設事務所（庁舎4階）（安曇野市豊科4960-1）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・5・5号東町通線

平成4年豊科町告示第19号の一部について、終点の変更、及び車線数を決定します。

- (2) 変更案の閲覧

平成23年9月30日（金）から平成23年10月13日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

平成23年9月30日（金）から平成23年10月13日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所整備課又は安曇野市都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

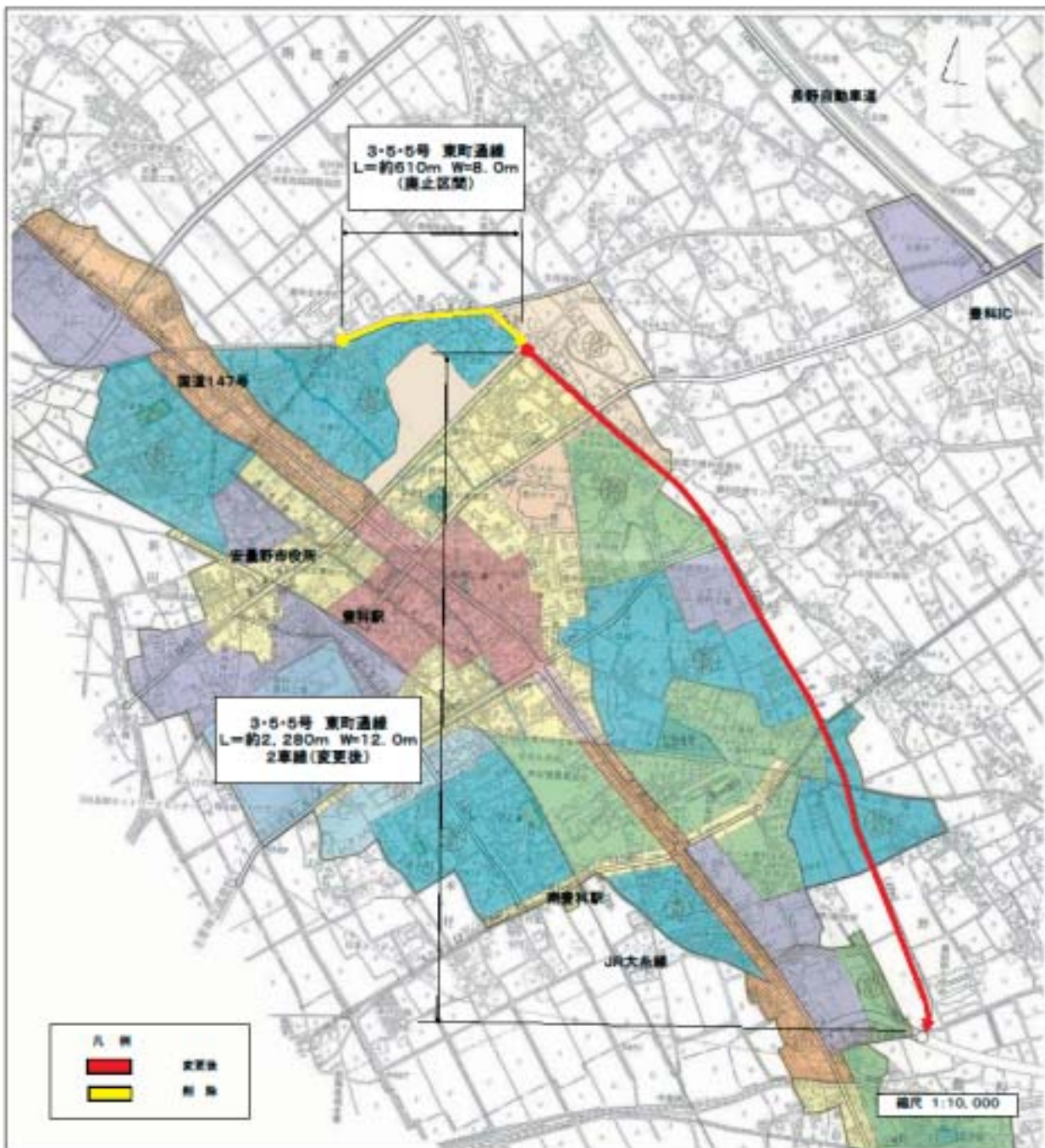
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙素案)

豊科都市計画道路の決定(変更)総括図(素案)(長野県決定)
 3・5・5号 東町通線



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

豊科都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成23年9月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 組合の名称
諏訪市飯島土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年3月19日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
諏訪市大字四賀字柳元通、字塚田通、字神宮寺道下通、字猫作通、字ヲッポリ通、字小舟作通、字御領瀬通、字猿白通、字八田通の各一部
- 4 事務所の所在地
諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所内
- 5 設立認可の年月日
平成21年3月19日
- 6 変更認可の年月日
平成23年9月26日

都市計画課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、平成23年9月20日、安曇野市穂高駅西地区土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成23年9月29日

長野県知事 阿 部 守 一

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年9月29日

長野県上小地方事務所長 藤 森 靖 夫

- 1 許可番号 平成23年7月19日
長野県上小地方事務所指令23上小地建第5-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市御所字向川原番外53-122、53-129、53-138、53-527、53-528、53-530、53-533、53-534、53-535
字下河原663-1、673-1、673-3、673-5、673-6、

673-7、674-1、674-4、674-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上丸子335-5

医療法人 丸山会 理事長 丸山 和 敏

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年9月29日

長野県諏訪地方事務所長 池田 秀 政

1 許可番号 平成23年6月8日

長野県諏訪地方事務所指令23諏地建第25-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市宮川字脊戸5778-1、5778-2、5779-1、5786-1、5787-1、5788-1、5788-2、5789-1、5789-9、5796-1、5796-6の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市塚原2-13-33

株式会社山長 代表取締役 矢崎 和 幸

茅野市宮川5798-2

原 昭 男

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年9月29日

長野県下伊那地方事務所長 久保田 篤

1 許可番号 平成23年4月28日

長野県下伊那地方事務所指令23下伊地建第20-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市大瀬木4000-2の内、4204-1、4205-1、4206-1、4207-1、4208-1、4209-1、4210-1、4213-1、4214-2、4223、4227-1の内、4228-6、4228-7、4229-2、4229-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市北方961

木下工業株式会社 代表取締役 小林 伸

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年9月29日

長野県長野地方事務所長 望月 孝 光

1 (1) 許可番号 平成23年8月2日

長野県長野地方事務所指令23長地建第3-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2855-3の内 以上第II工区分

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県つくば市天久保2-17-5

寺島薬局株式会社 代表取締役 松本 忠 久

2 (1) 許可番号 平成23年9月15日

長野県指令23建指第12-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字寺窪2923-1、2924-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井杵淵213-4

社会福祉法人 睦会 理事長 神野 久 雄

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月29日

長野県教育委員会教育長 山口 利 幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県新体力テスト集計システムの開発業務委託

(2) 役務の特質

仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成23年11月30日まで

(4) 納入場所

長野県教育委員会事務局スポーツ課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされ、かつ、営業種目のうち「14-17情報関連業務」の登録を有する者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者

でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局スポーツ課

電話 026 (235) 7448

また、下記の長野県公式ホームページに掲載します。

（アドレス：<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/taiiku/kashokai.htm>）

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月5日（水） 午前10時30分

イ 場所 長野県スポーツ会館 1階会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年10月4日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

スポーツ課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年9月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
11月9日（水）	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
11月22日（火）	午後1時から 午後4時まで	諏訪会場	諏訪郡下諏訪町4611番地40 下諏訪総合文化センター	60名
11月27日（日）	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

- (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

- (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

- (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課